

大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設等

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 9 号に掲げる自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物を除く。

※占用許可は道路用地の利用を認める行政処分ですが、許可を受けた場合も、他の法令の基準に適合せず、それらの法令による許可が受けられなければ、申請された施設を設置できないことがあります。他の法令への適合については、入札占用計画の提出者御自身で確認いただくことになります。また、占用物件の設置に際して必要となる措置については、占用者の負担により実施していただきますので、御留意ください。

(2) 道路の占用の場所

- | | |
|-------|---|
| ①路線名 | 大阪市道高速道路淀川左岸線 |
| ②所在地 | 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 15-4、15-18
(別添資料 1 「①位置図、②現地写真」を参照)
大阪市道高速道路淀川左岸線
(正蓮寺川トンネル上 別添資料 1 「③管理用図面、④区域決定図」を参照) |
| ③占用面積 | 76.74 m ² (別添資料 1 「⑤丈量図」を参照) |

※土地の合理的利用を図るため、全体を占用していただきます

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和 7 年 7 月 1 日 (予定)

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

別添資料 2 「道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置」に掲げる必要な措置を実施すること。

※入札対象施設の設置に当たって重要な事項となりますので、必ず別添資料 2 を御確認ください。

(5) 認定の有効期間

令和 27 年 3 月 31 日まで (令和 7 年 7 月に占用を開始した場合)

(6) 占用料の額の最低額

826 円 (1 m²当たり/年)

道路法施行令別表等に 定める単価	×	国土交通大臣が 定める期間	=	占用料の額の最低額
826 円 (*)	×	1 年	=	826 円

(*) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省政発第 90 号の 3 建設省道路局路政課長通達)に基づく減免率を適用した後の額

※占用料の額の最低額について、様式 9 別紙「入札書記載要領」に注意点を記載しておりますので必ず御確認ください。

2. 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

①道路占用許可の履行する能力を有しないと独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が認めるとき

②道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと機構が認めるとき

③道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。)第 8 条第 1 項第 39 号の規定に基づく法第 71 条第 1 項の規定による監督処分を受けて是正がなされていないとき

④特措法第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 73 条第 1 項に基づく督促状により督促を受けているとき

⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

⑥自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑦暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

⑨暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑩その者により道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると機構が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された占用入札計画をもとに、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、道路管理者が大阪府警察此花警察署と協議を行います。此花警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3. 入札占用計画等の作成及び提出

(1) 入札占用計画等の作成要領

①入札占用計画等を、様式 1～5（A4 判）により、下記の記載・作成の要領に従って作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	記載・作成の要領
入札 占 用 計 画 （様式 1）	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、占用の開始の時期と占用の終了の時期を記載願います。占用許可は 5 年ごとに更新する手続が必要ですので、「1 回目更新」から「3 回目更新」の欄には、それぞれ各回の許可の開始の時期と終了の時期を記載してください。（ただし①の占用計画期間内に限ります。） ③「添付書類」の欄には、「入札占用指針に定める提出書類」と記載してください。
入 札 対 象 施 設 等 の 設 置 に 伴 い 必 要 と な る 清 掃 そ の 他 の 措 置（様式 2）	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②占用区域内及びその近傍における道路及び水路の清掃、除草、日常的な道路の点検等について、実施体制、方法等を記載願います。 ③その他、道路の管理に資する取組があれば、記載願います。 ※ここに記載された内容については、7.（2）に記載しているとおり、占用許可の条件として実施を義務付けるとともに、道路管理上の必要に応じて、占用許可の条件により、修正、追加その他の指示を行うことがありますので、留意してください。
法人概要（様式 3－1）及び役員名簿（様式 3	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式 3－1 の提出は不要であり、様式 3－2 により、氏名、生年月日等を記載願います。

－ 2)	
災害等非常時における連絡体制（様式4）	占有者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から阪神高速道路株式会社への連絡体制図を記載願います。（緊急連絡網を想定すること。）
暴力団排除に関する誓約書（様式5）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

②様式1の添付書類として、以下の作成要領に従って作成した書類を提出してください。

提出書類	記載・作成の要領
占有許可申請理由書	占有に至った背景、経緯、理由等を詳細に記載すること。
位置図	入札占有指針に添付の位置図を使用すること。
全体計画図（配置図）	①縮尺は1/500以上とし、道路区域線を赤色で、占有区域線を橙色で記入すること。 ②周辺の側道、交差道路等を含めて占有施設等の配置を示すこと。 ③囲障、門扉、排水溝のふたかけ等の付属施設を示すこと。
平面図	①縮尺は1/500以上とすること。 ②道路区域及び道路構造物を表示し、これらと占有施設等との位置関係を明らかにすること。
縦断面図	①縮尺は1/500以上とする。 ②道路区域及び道路構造物を表示し、これらと占有施設等との位置関係を明らかにすること。 ⇒ 縮尺、地盤線、占有施設等の地盤線、占有施設等の縦断面、占有する敷地の境界を記載すること。
横断面図	①縮尺は1/500以上とする。 ②道路区域及び道路構造物を表示し、これらと占有施設等との位置関係を明らかにすること。 ⇒ 縮尺、地盤線、占有施設等の地盤線、占有施設等の横断面、占有する敷地の境界を記載すること。
電気設備図（設置する場合）	①電気設備及び配線等の配置が分かるように記載すること。 ②縮尺は1/500以上とすること。 ③道路区域及び道路構造物を表示し、これらと占有施設等との位置関係を明らかにすること。
給排水設備図（設置する場合）	①給排水設備等の配置が分かるように記載すること。 ②縮尺は1/500以上とすること。

公法上の規制等	①入札対象施設等の設置に当たり、関係する法規制との適合状況について記載すること。 ②入札対象施設等の設置・運営に当たり、沿道及び周辺住民への周知対応の方法について記載すること。
仕様書	設置される物件の構造を明らかにすること。
入札対象施設等の荷重に関する書類	入札対象施設等の総荷重が 1 t/m ² 以下であることを示すこと。 (固定荷重と積載荷重を加味した総重量を建物面積で除した計算根拠資料又は総荷重を証明できる資料)
工事の実施方法及び工程表	①占用工事について、工事種目ごとに区分して所要期間を表にすること。 ②工事種目ごとの工事方法を図面等を入れて明らかにすること。
占用施設等の管理・運営に関する規則等	以下の事項についての定めがある規則等とすること。 イ) 物件の管理責任者又は管理組織に関すること。 ロ) 物件の清掃、巡回点検、修繕等の維持管理に関すること。 ハ) その他施設の種別に応じた管理運営上必要な事項
占用施設等の使用方法等に関する書類	以下の事項を記すこと。 イ) 車両の出入の経路、頻度及び時間帯 ロ) 駐車させる車両の種類、台数及び駐車位置 ハ) 駐車料金 ※駐車場を賃貸又は時間貸しする場合には、周辺の駐車場と均衡の取れた利用方法及び利用料金であることが分かる資料も併せて提出すること。

③占用入札参加資格（前記 2. ）の（４）についての判断を行うために必要な書面を下記の要領に従って取得、作成してください。

提出書類	作成要領
入札対象施設等を設置して行う事業の事業計画（事業を行う場合）	任意の様式により、占用計画期間における事業計画（収支見込を含む。）を作成してください。
資力を証明する書類	直近 3 期分の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は資力を有することを証することができる書面）を提出してください。

（２）入札占用計画等の提出期限、場所及び方法

①提出方法

- ア 持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る）してください。
- イ 持参する場合は、封緘の上、入札占用計画等の提出者の法人名、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用計画等の件名を表記し、提出してください。

ウ 郵送する場合は、表封筒に入札占用計画等在中の旨を朱書し、封緘した入札占用計画等を送付してください。

②提出先

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25
阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当
電話 06-6576-3881（代表）

③提出期限

令和7年4月10日（木）16時00分まで【必着】
期限までに上記提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

4. 入札までの流れ

（1）担当部署

①入札の実施に関する事項

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 関西業務部 管理課
電話 06-6265-9364

②以下の（2）～（4）に関する事項

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25
阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当
電話 06-6576-3881（代表） ※平日9:00～17:30のみ受付

（2）入札占用指針説明会の開催

①開催日時、場所

令和7年3月21日（金）14時00分から
〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25
阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 会議室
電話 06-6576-3881（代表）
E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

②参加申込方法

様式6に必要事項を記載の上、（1）の担当部署に郵送又は電子メールで申し込んでください。

③参加申込期間

令和7年3月11日（火）～令和7年3月19日（水）16時00分まで（必着）
なお、参加申込期限までに参加申込みがない場合は、入札占用指針説明会を開催しませんので、参加を希望される場合は、必ず参加申込期限までに参加申込みをしてください。

(3) 入札占用指針に対する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式7）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、機構ホームページにて閲覧に供することとします。

※機構ホームページ https://www.jehdra.go.jp/torikumi/senyou_nyusatsu.html

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、御了承ください。

①質問書の提出方法

様式7に記載の上、郵送又は電子メールで提出してください。

②提出先

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881（代表）

E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

③質問書の提出期間

令和7年3月11日（火）から令和7年5月27日（火）16時00分まで

※ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年4月3日（木）16時00分まで（必着）とします。

(4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画等を審査し、占用入札参加資格の有無を確認して、書面をもって機構より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式8に必要事項を記載の上、提出してください。

①質問書の提出方法

様式8に記載の上、郵送又は電子メールで提出してください。

②提出先

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881（代表）

E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

③質問書の提出期間

令和7年5月23日（金）16時00分まで（必着）

5. 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた者は、本入札占用指針を熟覧の上、以下の要

領に従って入札書（様式 9）を提出してください。代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状（様式 10）を提出してください。

なお、提出期限までに入札書を提出しなかった者は、本入札に参加することができません。

①入札書の提出方法

ア 持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る）してください。

イ 持参する場合は、封緘の上、入札参加者の法人名、代表者名（個人の場合は氏名）、入札書の件名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、機構により占用入札参加資格があることの確認を受けたことを示す通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ 郵送する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知の写しと封緘した入札書を同封してください。

②提出先

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 関西業務部 管理課

電話 06-6265-9364

③入札書の提出期限

持参の場合： 令和 7 年 6 月 2 日（月） 9 時 55 分まで

郵送の場合： 令和 7 年 5 月 30 日（金）まで（必着）

（2）入札に当たっての注意事項

ア 入札書記載要領（様式 9 別紙）を熟読のうえ、入札書を作成してください。

イ 入札書の住所、法人名及び代表者氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその者が記載、押印してください。

ウ 入札書の金額は、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、記入してください。
なお使用する通貨は、日本国通貨に限ります。

エ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

オ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

（3）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の期限までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出のない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(4) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(5) 開札日時、場所

①日時

令和7年6月2日（月）10時00分

②場所

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 関西業務部 会議室

ア 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関を御利用ください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとします。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、機構職員が、機構職員のうち入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

①入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

②入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

③開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行う場合があります。この場合において、入札者は機構が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

①有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1㎡当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。

②落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、機構は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

③当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって機構職員のうち占用入札事務に関係のない者にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知及び公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、機構ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

※機構ホームページ https://www.jehdra.go.jp/torikumi/senyou_nyusatsu.html

(9) 落札者決定の取り消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

この場合には、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、辞退者の次に高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を新たな落札者と決定します（以下、新たな落札者が無効の入札を行った場合又は辞退した場合について同じ。）。

6. 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、大阪市及び機構の事務所に備え付けるとともに、大阪市及び機構のホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するに当たって、その内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予定されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

7. 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、認定された入札占用計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

①申請窓口

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田 3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881 (代表)

②申請書類

ア 道路占用許可申請書

イ 認定された入札占用計画

ウ 入札占用計画認定通知 (写し)

エ 委任状 (代理申請の場合)

オ その他機構が必要であると認める書類

③申請期限

ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から 15 日以内に行ってください。

イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

占用許可には、別添資料 3「道路占用許可条件 (予定)」に掲げる条件を付すことを予定しています。また、占用許可の時点において、様式 2 に記載された内容については、占用許可の条件として実施を義務付けるとともに、道路管理上の必要に応じて、占用許可の条件により、修正、追加その他の指示を行うことがあります。さらに、これ以外にも、今後、条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5 年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては、事業継続の意思確認をするとともに、占用施設等が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。また、当該期間中においても、道路管理上の事由又はそれ以外の公益上の必要により、特措法第 8 条第 1 項第 39 号の規定に基づく道路法第 71 条第 2 項による許可の効力の停止を行う場合があります。なお、この場合における占用者に生じた損害について、機構及び阪神高速道路株式会社は、一切補償しません。

(4) 占用料の額及び支払方法

①占用料の額は、特措法第 33 条の規定により読み替えて適用する法第 39 条の 7 第 4 項の規定に基づき、認定占用入札計画の提出者が入札において申し出た額に本入札占用指針に

定められた占用面積を乗じた額とします。

②土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

また、占用許可を行った年の翌年以降に当該地に対して固定資産税又は都市計画税が課税された場合であって、道路法施行令第 19 条の 3 の 2 において準用する同令第 19 条第 3 項の規定に基づき別に定める占用料の額が改定され、落札額を上回ったときには、改定後の当該占用料の額を適用して徴収します。

③占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎年度 4 月 30 日までに支払うものとします。

なお、支払方法については、機構が発行する納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面により納めるものとします。

④年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。また、徴収する金額が 100 円未満である場合には、これを 100 円に切り上げた額とします。

⑤指定された期日までに占用料が納付されない場合には、特措法第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 73 条の規定に基づき、延滞金を徴収する場合があります。

⑥既納の占用料は還付しません。

8. その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、機構からの補正依頼等に従って行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。

(5) 認定した入札占用計画の内容については、開示請求があった場合、当該入札占用計画を提出した者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）に基づき、開示対象となる場合があります。

(6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合は、その旨を入札占用計画を提出する際に申し出てください。

(様式1)

入札占用計画

年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

住所

法人名

代表者名

印

令和7年3月11日付けで公示のあった「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占用指針」について、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の3の規定により、入札占用計画を提出します。

占用計画期間	年 月			
占用の期間	当初許可	令和 年 月 1日から令和 年3月31日まで		
	1回目更新	令和 年 4月 1日から令和 年3月31日まで		
	2回目更新	令和 年 4月 1日から令和 年3月31日まで		
	3回目更新	令和 年 4月 1日から令和 年3月31日まで		
占用の場所 ※要図面	路線名	大阪市道高速道路淀川左岸線		
	場 所	大阪府大阪市此花区島屋二丁目15-4、15-18	占用面積	76.74 m ²
占用物件 ※数量一覧で整理することも可能	名 称	規 模	数 量	
占用物件の構造 ※要図面				
工事の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間			
工事の実施方法 ※要図面				
道路の復旧方法				
添付書類				

(記載要領)

- ①「占有計画期間」の欄には、「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占有指針」に定められた認定の有効期間内において、占有を希望する期間を記載願います。
 - ②「占有の期間」の欄には、占有の開始の時期、占有の終了の時期を記載願います。占有許可は5年ごとに更新する手続きが必要ですので、「1回目更新」から「3回目更新」までの欄には、それぞれ各回の占有の開始の時期と終了の時期を記載願います（ただし①の占有計画期間内に限ります。）。
 - ③「占有の場所」の欄には、占有施設等を設置する場所の都道府県、市町村、地番、道路名、キロポスト、上り又は下りの別を記載してください。
 - ④「占有物件」の欄には、道路区域内に設置を希望する全ての工作物、物件又は施設の名称、規模（種類が多い場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に数量とともに記載）、数量（数量が多い場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に数量を記載）を記載してください。
 - ⑤「占有物件の構造」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、添付書類にて確認できるようにしてください。
 - ⑥「工事の期間」の欄には、添付書類の工事行程表における着手時期及び完了時期を記載してください。
 - ⑦「工事の実施方法」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、添付書類にて確認できるようにしてください。
 - ⑧「道路の復旧方法」の欄には、「阪神高速道路株式会社の指示に従い、原状回復します。」と記載してください。
- ※ 道路の復旧方法は法令に規定がありますが、実際には、法令に規定する内容の範囲内で阪神高速道路株式会社の指示に従って行っていただきます。
- ⑨「添付書類」の欄には、「入札占有指針に定める提出書類」と記載願います。

(様式2)

入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃

実施項目	実施体制、方法等
1. 占用施設等に関するもの	
施設等の管理	
施設等の安全対策	
2. 占用の場所に関するもの	
日常的な道路の点検	
道路及び水路の清掃、除草等	
3. その他	

(記載要領)

- ① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。
- ② 占用区域内及びその近傍における道路及び水路の清掃、除草、日常的な道路の点検等について、実施体制、方法等を記載願います。
- ③ その他、道路の管理に資する取組があれば記載願います。

(様式 3 - 1)

法人概要

名称			代表者	
所在地			設立年月日	
事業所数		従業員数		
事業内容				
担当者名		所属部署 連絡先		

(様式 3 - 2)

役 員 名 簿

年 月 日現在

役職	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所

(様式4)

災害等非常時における連絡体制

※ 占有者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者から道路管理者への連絡体制図を、緊急連絡網をイメージして作成願います（任意様式）。

(様式5)

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が占用許可及び占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 下記のいずれにも該当しません。また、認定の有効期間中にわたって該当することはありません。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2 認定の有効期間中にわたって、下記のいずれの行為も行いません。

(1) 暴力的又は不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(3) 偽計又は威力を用いて道路管理者の業務を妨害する行為

(4) その他(1)～(3)に準ずる行為

3 認定の有効期間中にわたって、下記の用途で道路の占用を行うことはありません。

(1) 暴力団事務所又はこれに類するものの用に供すること。

(2) その他公序良俗に反するものの用に供すること。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

年 月 日

住所

法人名

代表者氏名

印

(様式 6)

入札占用指針説明会参加申込書

年 月 日

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

令和 7 年 3 月 11 日付けで公示のあった「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル
上 入札占用指針」に係る説明会への参加を申し込みます。

商号又は名称	
所在地	〒
所属・役職	
担当者氏名	他 名
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

※申込者単位で御提出ください。

※担当者氏名は、代表となる方を記入してください。

※会議室の都合上、2 名までとさせていただきます。

※申込期限： 令和 7 年 3 月 19 日（水）16 時 00 分

※提出先

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田 3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881（代表）

E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

(様式 7)

入札占用指針に対する質問書

年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

令和 7 年 3 月 11 日付けで公示のあった「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル
上 入札占用指針」につきまして、下記のとおり質問します。

質 問 者	(代表) 法人名	
	所在地	〒
	所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
質 問 事 項		

※質問の内容のほか、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

※質問及び回答の公表は、質問者が特定できないよう行います。

※質問及び回答は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構のホームページで公表します。

(URL https://www.jehdra.go.jp/torikumi/senyou_nyusatsu.html)

※〆切 令和 7 年 5 月 27 日（火）16 時 00 分

ただし入札占用計画の作成に関する質問は、令和 7 年 4 月 3 日（木）16 時 00 分まで

※提出先

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田 3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881 (代表)

E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

(様式 8)

年 月 日

占用入札参加資格確認通知に対する質問書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高松 勝 殿

住所
法人名
代表者氏名 印

年 月 日付けで通知のあった「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上
入札占用指針」に係る占用入札参加資格確認通知について、以下のとおり質問いたします。

質問事項

※質問の内容のほか、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

※切：令和7年5月23日（金）16時00分

※提出先：

〒552-0006 大阪府大阪市港区石田3-1-25

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課 占用担当

電話 06-6576-3881 (代表)

E-mail senyou-osaka3125@hanshin-exp.co.jp

(様式9)

入 札 書

件 名 大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占用指針

占用の場所 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 15-4、15-18

大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上

占用物件 入札占用計画に記載のとおり

占用面積 76.74 m²

入 札 額 ¥ — (m²/年)

上記金額をもって入札いたします。

年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

住 所

法人名

代表者氏名

印

入札書記載要領

件 名 大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占用指針

占用の場所

大阪府大阪市此花区島屋二丁目 15-4、15-18

大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上

占用物件 入札占用計画に記載のとおり

占用面積 76.74 m²

占用料の額の最低額 ＝ 占用料単価 × 国土交通大臣が定める期間
 826 円 × 1 年

※ 注意点

- (1) 「入札額」は、入札占用計画に記載された占用施設等に応じた 1 m²当たりの額とし、当該占用施設等に応じた占用料の額の最低額以上としてください。これに満たない額で入札された場合は、当該額が最高額であっても落札者とは致しません。
- (2) 1 年の間にお支払いいただく占用料の額は、「入札額×76.74 m²」で算出される額となります。
- (3) 占用を希望する期間が 1 年に満たない場合であっても、(2) の額をお支払いいただきます。なお、占用を希望する期間が 1 年より長い場合であって、その初年度又は最終年度に 1 年に満たない期間（以下「端数期間」という。）が生じる場合の端数期間における占用料の額は、当該年度 1 年間における占用料の額を当該端数期間に減額調整した額となります。
- (4) 住所、法人名及び代表者氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合は、その者が記載、押印してください。

(様式 10)

委任状

年 月 日

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高松 勝 殿

住所

法人名

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、「大阪市道高速道路淀川左岸線 正蓮寺川トンネル上 入札占用指針」に係る入札について、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項

1. 入札に関すること
2. 開札の立会に関すること

記

代理人氏名

代理人使用印鑑

(押印欄)

【別添書類】

(資料 1) . . . ①位置図、②現地写真、③管理用図面、④区域決定図、⑤丈量図、⑥縦断面図、横断面図

(資料 2) . . . 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

(資料 3) . . . 道路占用許可条件（予定）

①位置図

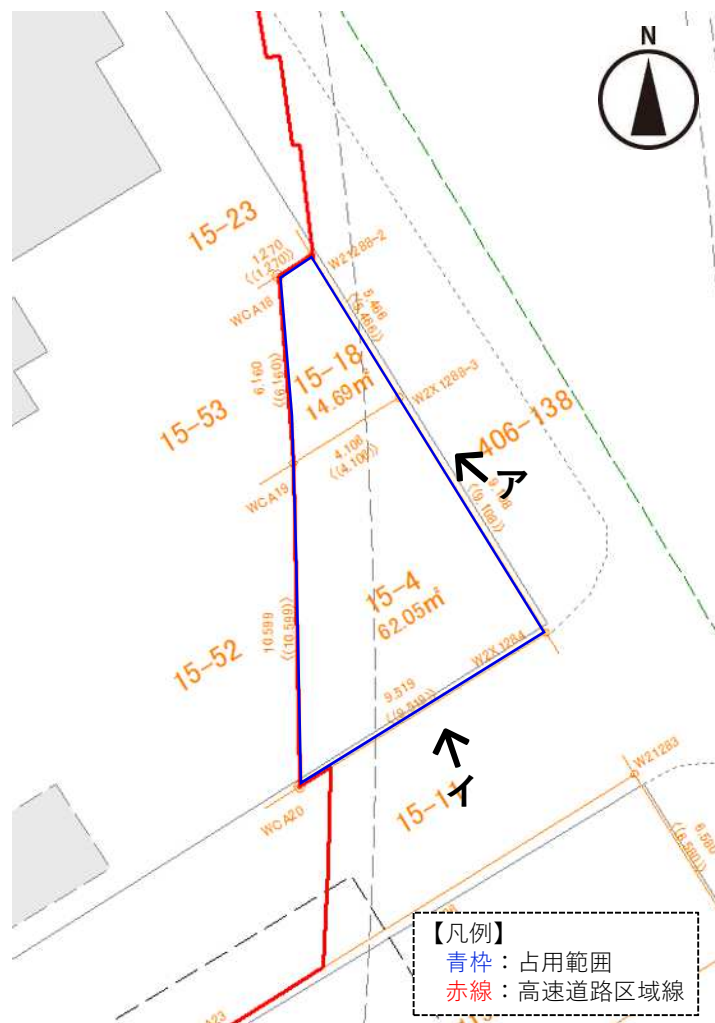
大阪府大阪市此花区島屋二丁目15-4、15-18

(資料1)



この地図は国土地理院地図を加工したものである
出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

②現地写真



※背面の図面は現況と異なることがある

(資料1)



③管理用図面

(資料 1)

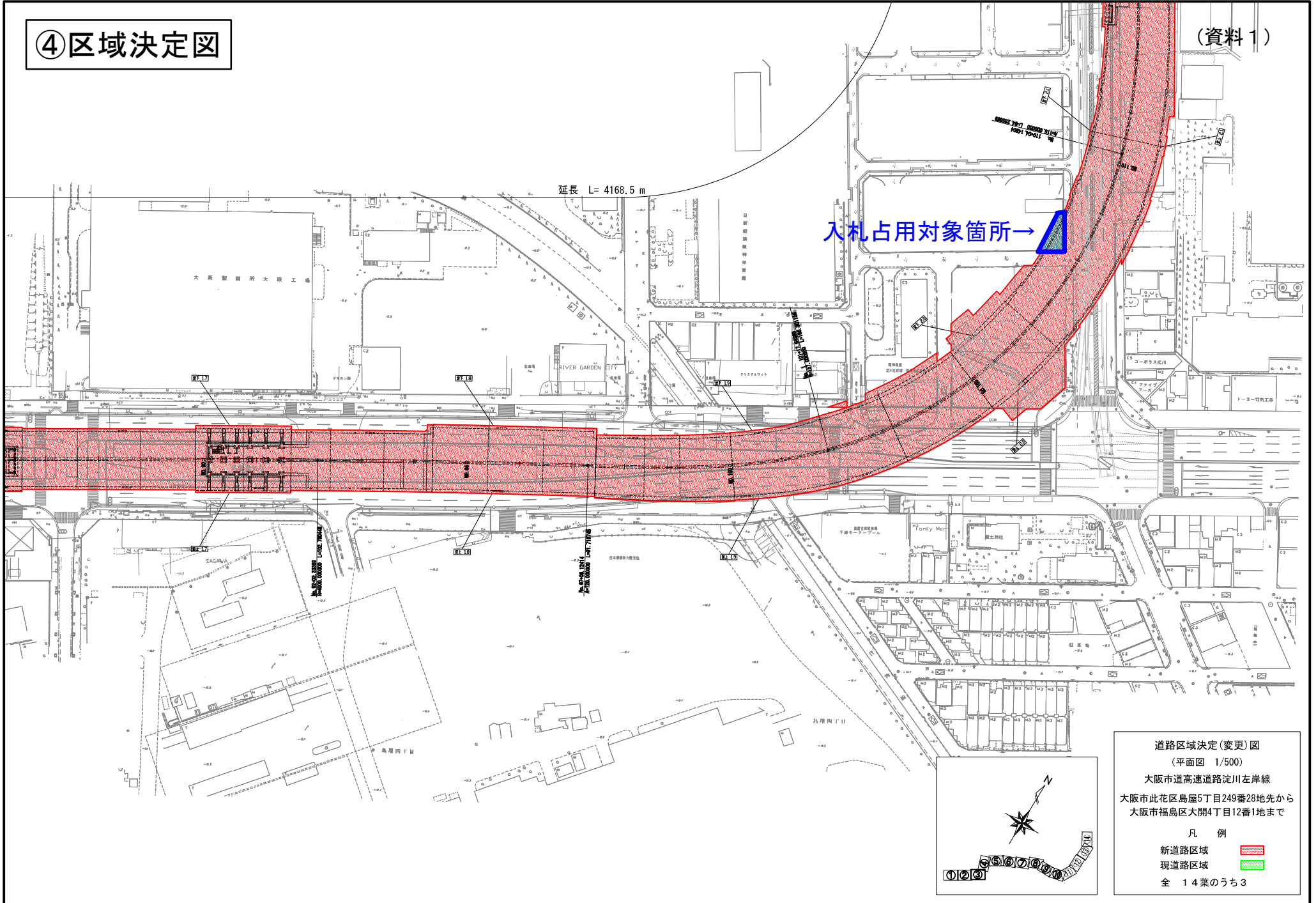


④区域決定図

(資料1)

延長 L= 4168.5 m

入札占用対象箇所→



道路区域決定(変更)図
(平面図 1/500)

大阪市道高速道路淀川左岸線
大阪市此花区島屋5丁目249番28地先から
大阪市福島区大開4丁目12番1地まで

凡 例

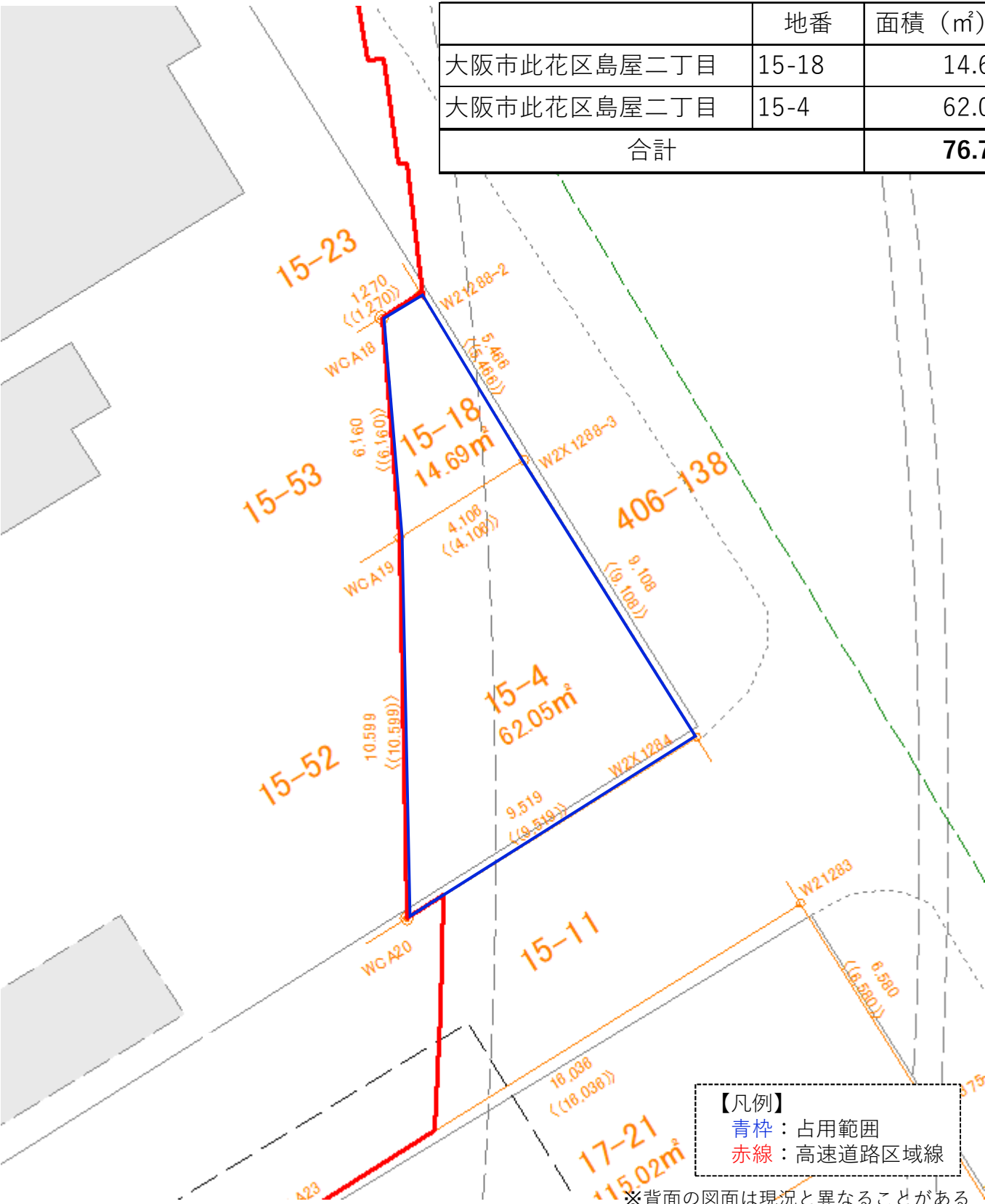
新道路区域
現道路区域

全 14 葉のうち 3

⑤丈量図

(資料1)

	地番	面積 (㎡)
大阪市此花区島屋二丁目	15-18	14.69
大阪市此花区島屋二丁目	15-4	62.05
合計		76.74

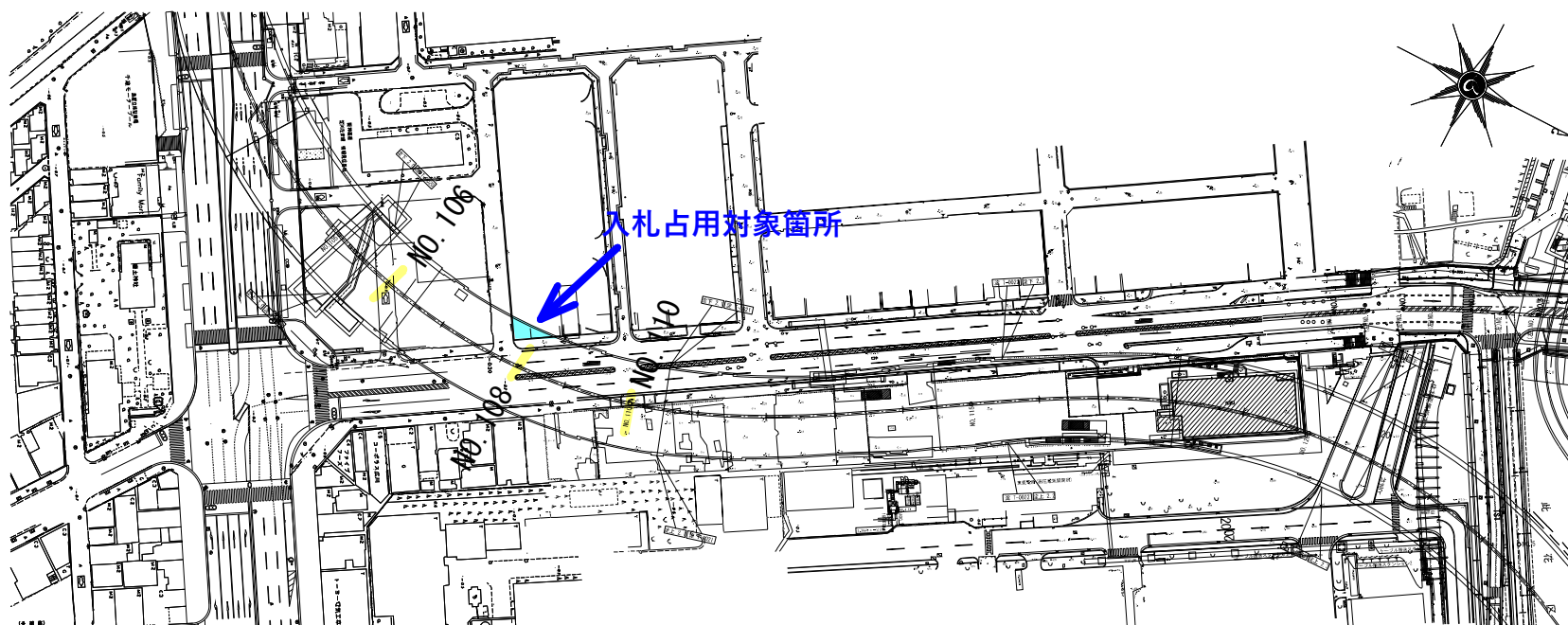


⑥縦断面図、横断面図

(資料 1)

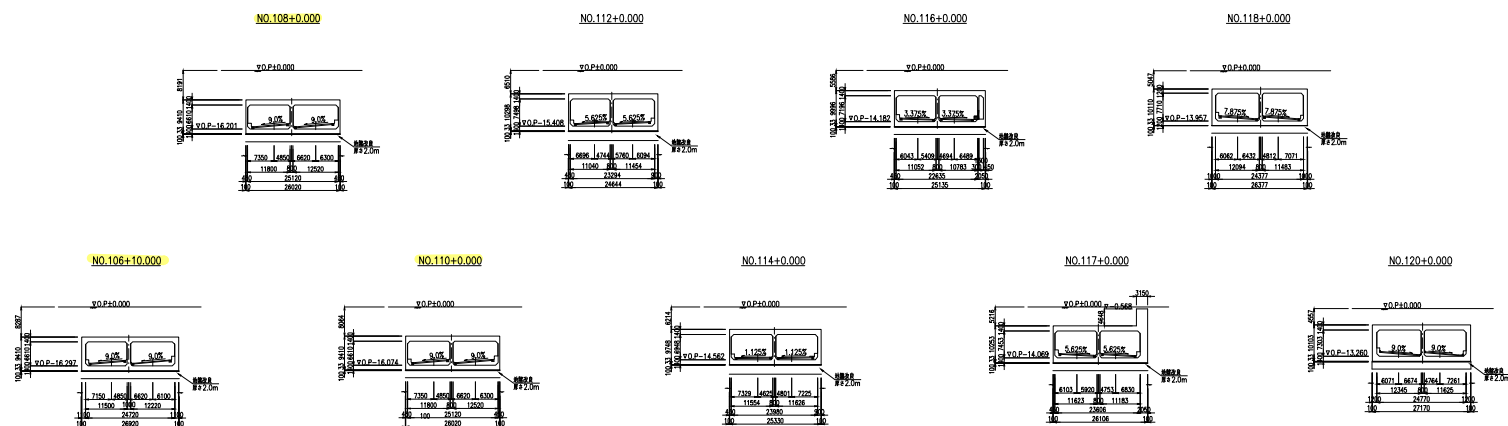
下部工関係図

現在地形
高速道路平面線形
構造物平面



横断面図

下部構造
断面構成
断面勾配
断面状況



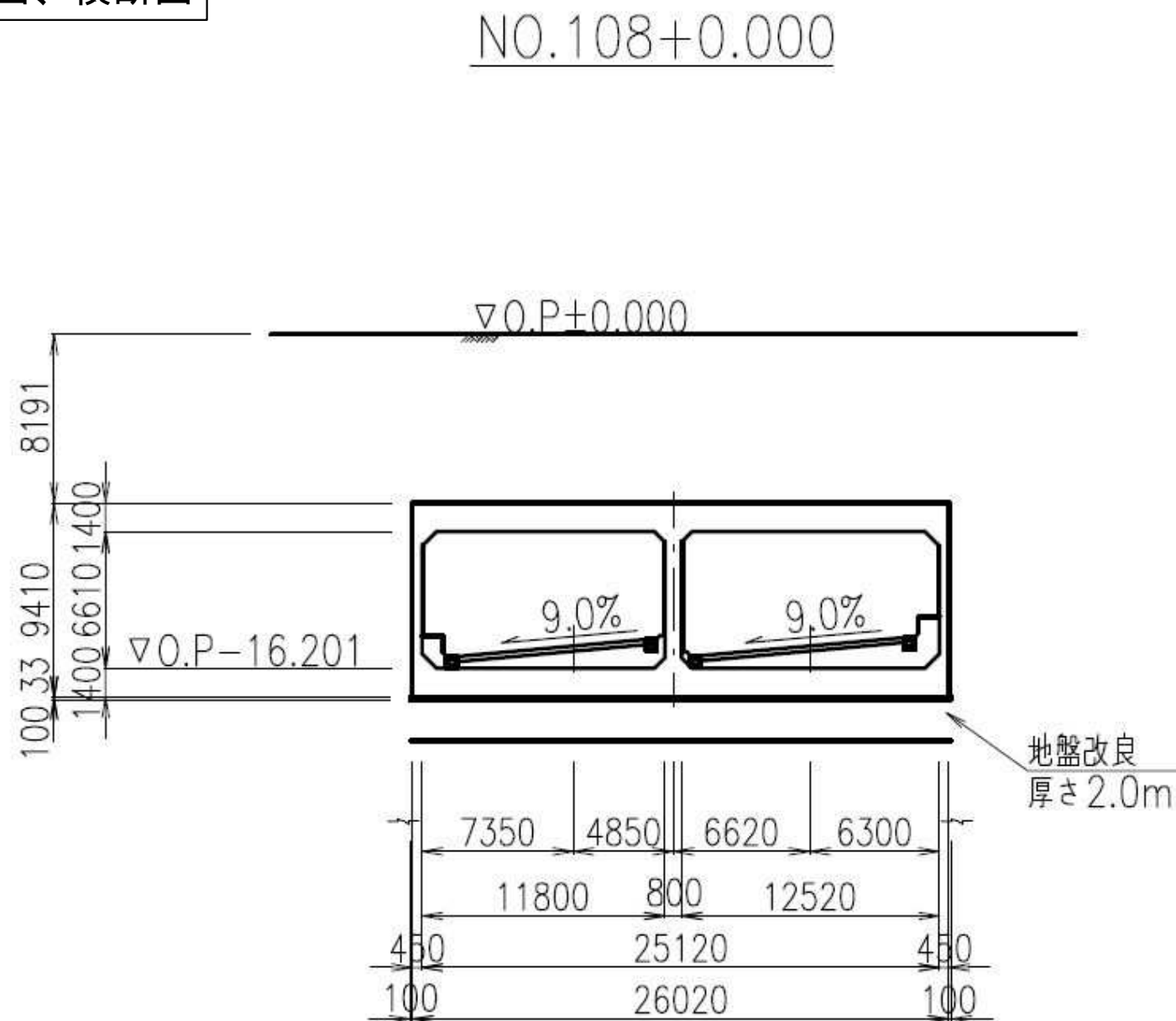
⑥縦断図、横断図

(資料1)



⑥縦断図、横断図

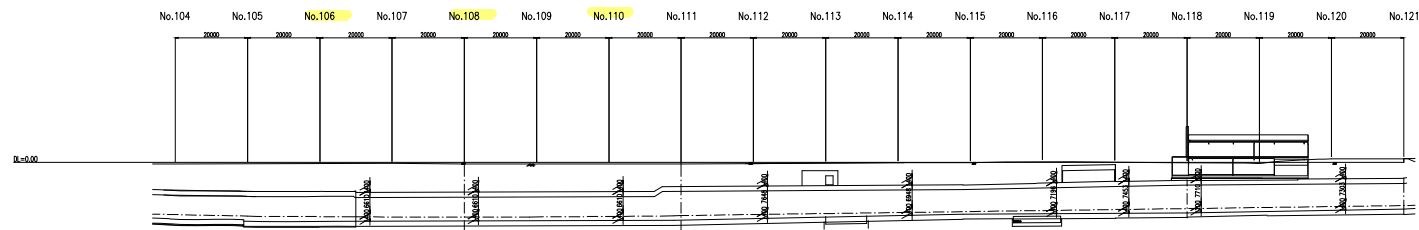
(資料1)



⑥縦断図、横断図

(資料 1)

側 面 図



工事記録

工 区 名	島根県工区管内・シホ工事	H10. 9.30~H20. 2.29	所長・橋川建設工事共同企業体
施工担当所	島根県工区管内・シホ工事	H18.12.28~H23.11.30	総務・総務・東海建設工事共同企業体
施工工期			
施工業者名			

道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ① 占用区域内に設置する入札対象施設等は総荷重 1 t/m^2 以下とし、道路の管理に支障を及ぼすような荷重をかけてはならないものとする。（土地の形質の変更についても同様）また、一時的な荷重となる車両の駐停車の場所を設ける場合においても、軸重が 1 t/m^2 以下の車両（普通乗用車程度）を対象とすること。
- ② 入札占用計画において、入札対象施設の総荷重が 1 t/m^2 以下であることを示す資料（固定荷重と積載荷重を加味した総重量を建物面積で除した計算根拠資料又は総荷重を証明できる資料）を提出すること。
- ③ 地盤より 2 m 以深の範囲に物件又は工作物等（建築物の杭を含む）を設置してはならないものとする。高速道路構造物の範囲については、別添資料 1 「⑥縦断図・横断図」を参照すること。
- ④ 占用区域内での整備内容に応じて、阪神高速道路株式会社との工事内容等に係る協議が必要となる。協議の結果、対策が必要となる場合は、占用者の責任及び費用負担において行うこと。
- ⑤ 入札対象施設等の整備については、管理用フェンスの内側で行うこと。
- ⑥ 占用区域内の構造物（管理用フェンスを含む）の維持管理または破損した場合の復旧及び不法投棄等の対応についてはその原因者等の他に実施する者がある場合を除き占用者において実施すること。
- ⑦ 入札対象施設等の整備に伴い、隣接道路の改良（歩道乗り入れ等）が必要な場合は、隣接道路の道路管理者に了解を得た上で、入札占用計画の工事の実施方法に記すこと。
- ⑧ 占用区域が学校周辺に位置していることから、入札対象施設等の運営・設置工事に際しては、周辺環境に十分配慮するとともに、沿道及び周辺住民に対して丁寧な周知を行うこと。なお、苦情等については占用者において適切に対応すること。
- ⑨ 入札対象施設等の設置に伴いトンネル上の構造物（管理用フェンス、排水構造物等）を移設等する必要がある場合は、阪神高速道路株式会社の指示に従うとともに、その費用は占用者において負担すること。また、適切な位置に原状回復できるよう、位置把握を行うこと。
- ⑩ 占用区域内及びその近傍における道路及び水路の清掃、除草を年 1 回程度実施すること。
- ⑪ その他別添資料 3 「道路占用許可条件（予定）」に掲げる必要な措置を実施すること。

道路占用許可条件（予定）

1. 占用に関する工事（以下「占用工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ工程表及び施工計画書を付して阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）の所轄管理部長（以下「管理部長」という。）に届け出て、その指示に従うとともに、工事が完了したときは、工事完了写真を添えて管理部長に届け出て、その検査を受けること。
2. 提出済の暴力団又は暴力団員でないことを誓約する書面に反しないこと。
3. 既設給排水施設等の機能を損なわないよう十分配慮するとともに、占用工作物又は占用施設の排水設備を完備すること。
4. 既設の立入防止柵を撤去しようとするときは、管理部長の指示に従うこと。
5. 占用地の境界に管理部長の指示する境界標を設けること。ただし、これにより難しい場合は、管理部長の指示する方法に従うこと。
6. 占用目的以外に使用し、又は許可物件以外の工作物若しくは施設を設置しないこと。
7. 占有者は、占用物件を譲渡又は貸与しないこと。ただし、あらかじめ独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承諾を得た場合は、この限りでない。
8. 会社が必要と判断する場合には、占用許可番号、期間、面積、目的、占有者の所在地及び名称を明記した許可表示板を管理部長の指示する場所に掲示すること。
9. 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。道路の美観を害さないようにすること。それを含め維持管理は占有者の負担において行うこと。
10. 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を管理部長に報告すること。
11. 占用区域内において、次の各号に掲げる行為をしないこと。
 - 一 易燃性若しくは爆発性物件、その他の危険物と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用すること。
 - 二 煤煙、悪臭又は騒音を発すること。
 - 三 道路構造物に損傷を与える行為をすること。
12. 占用又は占用工事により道路に損傷等を与えたときは、速やかに管理部長に届け出て、その指示に従い占有者の負担において原形に復旧すること。ただし、原形に復旧することが不適當な場合においては、この限りでない。
13. 占用又は占用工事により機構又は会社に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに管理部長に届け出て、その指示に従い占有者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
14. 天災事変等に起因する道路の損壊によって生じた占用物件又はその利用者等への損害は、機構及び会社は一切補償しない。
15. 占有者は、道路に関する工事その他道路の管理の必要上、機構が占用許可を取り消し又は使用を停止し、若しくは占用物件の移転、撤去、変更等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占有者において負担すること。また、災害等により機構又は会社が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について

(案)

負担すること。

16. 占有者は、道路に関する工事その他道路の管理等の必要上、機構又は会社が行う占用地への立ち入りについては、これを容認し、かつ妨げないこと。
17. 必要に応じ、当該占有区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
18. 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占有される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講ずること。
19. 主たる用途が駐車場の場合は、占有者は占有許可後に駐車場の利用方法、利用料金等を変更しようとする場合、当該駐車場及び周辺の駐車場の利用方法、利用料金等が周辺の駐車場と均衡の取れたものであることを明らかにする資料を機構に提出すること。なお、更新時も同様とする。
20. 機構が定める占用料を指定する期日までに納付すること。なお、占有期間中であっても占用料を変更する場合がある。
21. 相続、合併その他の一般承継により占有許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に機構に届け出ること。
22. 住所若しくは事務所の位置又は氏名若しくは商号を変更したときは、30日以内に管理部長を経由して機構に届け出ること。
23. 占有期間満了後も引き続き占有しようとするときは、別途指定する期日までに占有許可（更新）申請書を管理部長の審査を経て機構に提出し、許可を受けること。
24. 占有期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は、管理部長を経由して機構に届け出て、管理部長の指示に従い道路を原状に回復することとし、その費用は、占有者において負担すること。ただし、機構が原状回復することを不相当と認めた場合はこの限りではない。
25. 道路占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
26. 上記各項に定めのない事項については、機構又は会社に届け出をし、その指示に従うものとする。

許可書に記載されている内容及びこの条件に違反したときは、占有許可を取り消し、道路を原状回復させることがある。

以 上